

Q

① 令和 8 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

TA TF RA SA チャットリダー (該当に○をしてください)
 適用期間は令和8年4月から令和9年3月までとみなします。
 学生番号 1 1 3 2 6 0 0 0

所轄税務署長等 渋谷税務署	給与の支払者の名称(氏名) 学校法人 青山学院	フリガナ あなたの氏名 アヤマ タロウ 青山 太郎	あなたの生年月日 2000年1月1日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 提出している場合は、○印を付けてください。
税務署長	※この申告書の提出を受けた給付の支払者が記載してください。 あなたの個人番号 3 0 1 1 0 0 5 0 0 3 5 3	*記載不要*	世帯主の氏名 青山 一郎	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所) 渋谷区渋谷4-4-25	あなたの住所 又は居所 郵便番号 252-0200 神奈川県相模原市中央区淵野辺 123-4	あなたの続柄 父	配偶者の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄に記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(昭32.1.1以前生)	本年中の所得の見積額	非居住者である親族(注1)	住所又は居所	異動月日及び事由 (本年中に異動があった場合に記載してください) (以下同じ。)																				
		あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族・特定親族(平16.1.2生～平20.1.1生)	生計を一にする配偶者																							
A 源泉控除対象配偶者		*記載不要*			円																							
B 源泉控除対象親族(16歳以上) (平23.1.1以前生)	1	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																						
	2	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																						
	3	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																						
	4	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																						
	5	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																						
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者</th> <th>扶養親族(注2)</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> </tr> </table>			区分	該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族(注2)	一般の障害者				()人	特別障害者				()人	同居特別障害者				()人	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生		障害者又は勤労学生の内容 青山学院大学 文学部 英米文学科 4年		異動月日及び事由
区分	該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族(注2)																								
一般の障害者				()人																								
特別障害者				()人																								
同居特別障害者				()人																								
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者			異動月日及び事由																				
					氏名	あなたとの続柄	住所又は居所																					

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払いを受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

住民税に関する事項 16歳未満の扶養親族 (平23.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	本年中の所得の見積額	異動月日及び事由	
	1		*記載不要*						
2		*記載不要*							
3		*記載不要*							
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族 ・特定親族	氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払 <input type="checkbox"/> 障害者	本年中の所得の見積額	障害者区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	異動月日及び事由 <input type="checkbox"/> 寡婦又はひとり親 <input type="checkbox"/> ひとり親

1 申告についてご注意

- (1) この申告書は、令和8年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
(2) この申告書に記載すべき事項が令和7年においてその給与の支払者を経由して提出した申告書に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書(以下「簡易な申告書」といいます。)を提出することができます。
(3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
(4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは、源泉控除対象配偶者に係る配偶者(特別)控除、源泉控除対象親族に係る扶養控除又は特定親族特別控除及び障害者控除等の控除額を全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
(5) 年末調整において、基礎控除、配偶者(特別)控除又は特定親族特別控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を作成し、令和8年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてご注意

- (1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄に記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。
(2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
(3) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受取った給与の支払者から、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー(個人番号)を記載してください。
(4) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
(5) 源泉控除対象親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族である場合には、同欄の「その他」にチェックを付けてください。
また、源泉控除対象親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族・特定親族」欄の「特定扶養親族」に、特定親族である場合には、同欄の「特定親族」にチェックを付けてください。
(6) 「令和8年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記載してください。所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額が給与所得の金額となります。
なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当金などについては、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
(7) 源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
また、源泉控除対象親族が非居住者である場合には、次のとおり、「非居住者である親族」欄の該当する項目にチェックを付けてください。
イ その親族の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合…「16歳以上30歳未満又は70歳以上」
ロ その親族の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人(下記④ロに該当する人)である場合…「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目(2以上の項目に該当する場合はいずれか1つ)
(注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人を含みます。
(8) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、年末調整時に、令和8年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください(その非居住者が「特定親族」である場合にはこの欄に記載する必要はありません)。
(9) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
イ 障害者(特別障害者)…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者であるときは同居の有無)、マイナンバー(個人番号)④、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和8年中の所得の見積額(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「源泉控除対象親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます)。
また、その同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和8年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します)
(注)一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
ロ 勤労学生…学校名と入学年月日及び令和8年中の所得の種類とその見積額
(注)寡婦又はひとり親のみに該当する人については、この欄の記載を要しません。
(10) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等(控除対象配偶者、障害者である同一生計配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、障害者である扶養親族又は特定親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等として、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることがあります。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
(11) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるものに限ります。以下山)において同じ)の支払を受ける配偶者(所得の見積額が133万円以下である人)に限ります。扶養親族又は特定親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。)に記載してください(住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含まないこととされています)。退職手当等の支払を受ける年齢16歳未満の扶養親族について、退職所得を含む所得の見積額が58万円を超える場合には、「16歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄に記載した場合には、下記3(2)の確認書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年の途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
(2) 「A」～「C」欄に記載した親族が非居住者である場合に必要添付書類等、手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方」をご確認ください。
(3) あなたの勤労学生である場合(専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。)には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。
非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

4 扶養親族等の範囲

Table with 10 rows detailing the scope of dependent family members. Each row includes a category (e.g., ①同一生計配偶者) and its specific conditions for being eligible for tax benefits. The table covers various family relationships and income thresholds.